

岡山大学病院における患者の意思決定支援に関する指針

令和6年8月20日

岡山大学病院院長裁定

1. 基本方針

岡山大学病院では、患者さんにとって最善の医療・ケアが受けられるように、患者さんの価値観や希望に基づく意思決定支援を行います。厚生労働省のガイドライン¹⁾に基づき、医師等の医療従事者から患者さん・家族等へ適切な情報の提供と説明がなされた上で、多職種から構成される医療・ケアチームが十分な話し合いを行い、患者さんの意思を尊重した医療・ケアを提供することを目指します。

2. 医療・ケアの意思決定のあり方

- すべての意思決定には、まず患者さんの価値観と希望を確認します。
- 患者さん・家族等と医療従事者が協働した十分な話し合いを基本とします（Shared Decision Making）。
- 患者さんの意思は変化しうるものであることを踏まえ、患者さんが自らの意思を伝えられ、話し合いが繰り返し行われるように、医療・ケアチームが支援します。
- 医療・ケアチームにより、可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、患者さん・家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行います。
- 話し合った内容を診療録等に記録し、医療・ケアチームで共有します。

3. 医療・ケアの方針決定に関するプロセス

医療・ケアの方針決定は次によるものとします。

- 1) 患者さんの意思が確認できる場合
 - 患者さんと医療・ケアチームが合意形成に向けた十分な話し合いを踏まえ、患者さんの意思決定を基本とします。
- 2) 患者さんの意思が確認できない場合
 - 家族等が患者さんの意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重します。
 - 家族等が患者さんの意思を推定できない場合は、患者さんにとっての最善の方針を家族等と十分に話し合い、その結果を尊重します。
 - 家族等がない場合、または家族等が判断を医療従事者にゆだねる場合には、医療・ケアチームで最善の方針を検討し、判断します。
- 3) 複数の専門家からなる話し合いの場の設置
 - 上記のいずれの場合においても、方針の決定が困難な場合は、複数の専門家（臨床倫理コンサルテーションチーム、医療安全管理部、緩和ケアチーム、がんサポート等）からなる話し合いの場を設け、方針等についての検討・助言を行います。

参考資料

- 1) 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン
(厚生労働省 2018年3月改訂)

令和6年7月30日岡山大学病院臨床倫理委員会策定

令和6年8月20日執行部会議承認